

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和3年7月28日）は、次のとおりである。

経済産業省

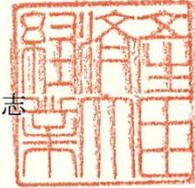
20210201保第1号

令和3年7月28日

Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社

代表取締役社長 後藤 暢茂 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社「(仮称) 苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年2月1日付けで届出のあった「(仮称) 苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で行うこと。
2. 対象事業実施区域の東側には、植生自然度の高い海浜植生群落と湿性植物群落が分布していることから、植物相調査ルートは改変想定区域を網羅するように設定すること。また、現地の状況に応じて調査位置の変更、調査地点を増加する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 哺乳類調査、昆虫類の現地調査、ポイントセンサス調査に当たっては、定量的な評価が可能となるよう調査計画を策定すること。
4. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。

環 境 第 402 号
令和3年(2021年)7月6日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

北海道知事 鈴木 直道

「(仮称)苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書」に係る知事意見について

このことについて、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局環境政策課
環境影響審査係
電話：011-204-5981

(別紙)

Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社
(仮称) 苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

本事業は、勇払郡厚真町及び苫小牧市の約 452.2ha を対象事業実施区域として、10 基程度の風力発電機による最大出力 38,000kW の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域はラムサール条約湿地であるウトナイ湖や重要野鳥生息地 (IBA) である鶴川に挟まれた海岸沿いに位置する。同区域及びその周辺には自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、海浜植生群落を含む自然度の高い植生については同区域と大きく重複しているほか、チュウヒ、オジロワシ、タンチョウなどの多くの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域及びその周辺には複数の住居等が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の土地利用、産業の状況等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、特に同区域の自然環境など、環境保全上配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や複数の専門家等の助言を得るなどしながら、環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 本方法書では、配慮書段階の事業実施想定区域から、自然度の高い植生等を除外したほか、住居等との離隔に配慮にして対象事業実施区域を絞り込んだとしているが、同区域は依然として、重要な自然環境のまとまりの場である自然度の高い植生や保安林と重複している。

このため、環境面に配慮した対象事業実施区域の絞り込みや風車の配置について更なる検討を行うとともに、準備書の作成に当たっては、区域設定や風車配置の理由を含め、検討の過程を具体的かつ分かりやすく記載すること。

(3) 今後の手続きに当たっては、本事業に対し、関係市町や地域住民等から、動植物や生態系への影響、騒音及び超低周波音による健康被害を懸念する意見などが多く認められている状況を踏まえ、相互理解の促進のため、住民や関係団体等へ積極的な情報提供や科学的知見を踏まえた丁寧な説明に努めること。

- (4) 本方法書については、縦覧期間中に事業者のウェブサイトから印刷及びダウンロードが可能とされ、情報公開に関する一定の配慮が行われている。今後も、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなども含め、さらなる利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

- ア 対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。
- イ 騒音による生活環境への影響については不確実性があることや、住居等から風車の設置対象区域までの離隔距離が十分に確保されておらず風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性があることから、適切な風車配置や機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(2) 風車の影

- ア 対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。
- イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

(3) 動物

- ア 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適正な調査手法及び地点、トラップの数等を設定すること。
- イ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- ウ 爬虫類及び両生類の直接観察調査については、的確に生息状況を把握できるよう、適切な調査時期及び地点を選定すること。
- エ 対象事業実施区域及びその周辺は、アサマジミ、カワラハンミョウ、タガメなどの希少な昆虫類の生息情報があるため、昆虫類の調査については、専門家等から助言を得ながら、希少な種への影響を含め、生息状況について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- オ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、チュウヒ、サンカノゴイ、オジロワシ、タンチョウなどの分布情報により注意喚起レベル A3 のメッシュに含まれ、特に重点的な調査が必要とされている。また、専門家等のヒアリングによりアカモズ、オオジシギなどの希少な鳥類の生息及びガンカモ類等の渡りに関する情報が得られているほか、国内で初となるシマクイナの繁殖や、タンチョウ

ウの2年連続となる繁殖も確認されている。これらを踏まえ、希少な鳥類の生息及び繁殖やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、チュウヒなど希少鳥類の繁殖場所や繁殖成功率等については年変動が大きいことから、過去及び最新の調査や研究の結果も活用し、より精度の高い予測及び評価を行うこと。

また、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車配置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

カ 営巣場所周辺への立ち入りなどにより希少鳥類の生息や繁殖に影響が及ばないよう、全ての評価項目の調査計画を示して専門家等の助言を得た上で、調査を実施すること。

(4) 植物

ア 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落を確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域の東側には、植生自然度の高い海浜植生群落と湿性植物群落が分布しており、これらの群落については、直接的な改変だけではなく、工事の実施に伴う水文環境の変化による影響が懸念されるため、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周辺における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(5) 生態系

ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえて見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を行うこと。特に、昆虫類については、植生などの環境の変化による影響を受け、また、コウモリ類や鳥類の餌資源であることも踏まえ、生息状況の把握に努めること。

ウ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特に河川・湿原・塩沼地・砂丘植生等（植生自然度10）やブナクラス域自然植生（植生自然度9）といった自然度の高い植生の区域については、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、これらの区域の改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

特に、道南から道央地域の海岸低地である同区域に存在するような湿地環境は著しい減少傾向にあり、その中には多様な動物及び植物が存在しているため、環境保全措置について十分に検討すること。

(6) 景観

ア 「浜厚真地区」など複数の主要な眺望点が事業実施区域内及び近隣にあることから、風車の設置に伴い、これらの地点からの景観への重大な影響が懸念される。このため、景観に対する影響については、地域住民、施設の利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

イ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

「浜厚真野原公園」、「浜厚真海岸」などの人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限りこれら活動の場やその周辺を避けるとともに、その利用状況や利用者の意識等について十分調査した上で、工事の実施や施設の有無のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

(8) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

表 7-1 方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

経済産業大臣の勧告	事業者の対応
<p>1. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で行うこと。</p>	<p>哺乳類の捕獲調査については、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で実施しました。 哺乳類の調査、予測及び評価の結果については「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</p>
<p>2. 対象事業実施区域の東側には、植生自然度の高い海浜植生群落と湿性植物群落が分布していることから、植物相調査ルートは改変想定区域を網羅するように設定すること。また、現地の状況に応じて調査位置の変更、調査地点を増加する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>植物相調査ルートは改変想定区域を網羅するように設定しました。また、現地の状況に応じて適切に調査、予測及び評価を行いました。 植物の調査、予測及び評価の結果については「第10章 10.1.5 植物」に記載いたしました。</p>
<p>3. 哺乳類調査、昆虫類の現地調査、ポイントセンサス調査に当たっては、定量的な評価が可能となるよう調査計画を策定すること。</p>	<p>哺乳類調査、昆虫類の現地調査、ポイントセンサス調査に当たっては、定量的な評価が可能となるよう調査計画を策定しました。 哺乳類及び昆虫類の調査、予測及び評価の結果については「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</p>
<p>4. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。</p>	<p>典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて選定しました。 生態系の調査、予測及び評価の結果については「第10章 10.1.6 生態系」に記載いたしました。</p>